

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月30日

【事業年度】 自 2014年1月1日 至 2014年12月31日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス＝フランス通り
50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France
75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 並 木 重 伸
同 先 山 雅 規

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

平成27年6月10日に提出致しました有価証券報告書（平成27年6月18日に提出した有価証券報告書の訂正報告書により訂正済）に訂正すべき箇所がありますので、これを訂正するものであります。

2 【報告内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております（なお、当初提出いたしました有価証券報告書において付されていた下線は、訂正箇所の明示のため、本有価証券報告書の訂正報告書においては表示しておりません。）。

第一部【企業情報】

（中略）

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

（中略）

<訂正前>

以下は、当行を含む株式会社に適用がある会社法の主要規定の概略である。

（後略）

<訂正後>

以下は、当行を含む非上場の株式会社に適用がある会社法の主要規定の概略である。

（後略）

<訂正前>

株式会社の設立

株式会社が公募により設立される場合には定款（articles of association）を作成して、創立総会の承認を受けなければならない。公募によらない株式会社の設立の場合には、株主が定款に署名しなければならない。定款は株式会社が登録される商事裁判所書記官室に提出される必要がある。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官から登録証が得られて初めて取得することができる。

（後略）

<訂正後>

株式会社の設立

株式会社が公募により設立される場合には定款（articles of association）を作成して、創立総会の承認を受けなければならない。公募によらない株式会社の設立の場合には、株主が定款に署名しなければならない。定款は株式会社が登録される商事裁判所書記官室に提出される必要がある。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官による登録が完了して初めて取得することができる。

(後略)

< 訂正前 >

株主

株式会社は7名以上のフランスまたは外国の個人または法人である株主を有することを要する。

株式資本

株式会社の最低株式資本は37,000ユーロである。なお、2009年の4月1日までは上場会社の最低株式資本は225,000ユーロであった。1株当たりの額面金額について法律上の制約はない。株式会社の株式資本は普通株式または優先株式からなる。2004年6月24日付の会社法改正以降、株式会社は新しい投資証券(certificats d'investissement、以下「CI」という。)を同数の議決権証書(certificats de droit de vote、以下「議決権証書」という。)とともに発行することができなくなった。

優先株式は、特定または不特定の期間における特定の権利とともに、一定期間停止される可能性のある議決権を付して、またはかかる議決権を付することなく発行される。議決権のない優先株式は上場会社の株式資本の4分の1を超えてはならず、非公開会社の株式資本の半分を超えることはできない。

< 訂正後 >

株主

株式会社は2名以上のフランスまたは外国の個人または法人である株主を有することを要する。

株式資本

株式会社の最低株式資本は37,000ユーロである。1株当たりの額面金額について法律上の制約はない。株式会社の株式資本は普通株式または優先株式からなる。2004年6月24日付の会社法改正以降、株式会社は新しい投資証券(certificats d'investissement、以下「CI」という。)を同数の議決権証書(certificats de droit de vote、以下「議決権証書」という。)とともに発行することができなくなった。

優先株式は、特定または不特定の期間における特定の権利とともに、一定期間停止される可能性のある議決権を付して、またはかかる議決権を付することなく発行される。議決権のない優先株式は非公開会社の株式資本の半分を超えることはできない。

株式の形式、所有および譲渡

(中略)

< 訂正前 >

非上場の株式会社は、定時株主総会の事前承認に基づき、(a)株式消却のため(資本がマイナスにならない減資が株主により承認された場合)、(b)従業員持株制度のためにする場合、(c)外部成長、合併、会社分割もしくは出資を行う際に、(支払いとしてかまたは交換の一部としてかにかかわらず)報酬として分配する場合または(d)会社自体が設けた売り付けの際に、売り付けを要請していた自社の株主に対して分配する場合に限り自己株式を取得することが認められている。非上場株式会社は、定時株主総会の事前の承認を条件として、その株式資本の10%まで(その目的が会社の取得のための資金調達であり、かつ株主総会の決議が2006年1月1日以後に行われた場合には、5%まで)、自己株式の売買ができる。会社法は次のような株式の会社間の相互保有を制限している。すなわち、ある株式会社が他の会社を10%を超えて直接所有している場合は、当該他の会社は前者の会社の株式資本を所有することができない。

(後略)

< 訂正後 >

非上場の株式会社は、定時株主総会の事前承認に基づき、(a)株式消却のため（資本がマイナスにならない減資が臨時株主総会により承認された場合）、(b)従業員持株制度のためにする場合、(c)外部成長、合併、会社分割もしくは出資を行う際に、（支払いとしてかまたは交換の一部としてかにかかわらず）報酬として分配する場合または(d)会社自体が設けた売り付けの際に、売り付けを要請していた自社の株主に対して分配する場合に限り自己株式を取得することが認められている。非上場株式会社は、定時株主総会の事前の承認を条件として、その株式資本の10%まで（その目的が会社の外部成長、合併、分割または出資のための資金調達である場合には、5%まで）、自己株式の売買ができる。会社は次のような株式の会社間の相互保有を制限している。すなわち、ある株式会社が他の会社を10%を超えて直接所有している場合は、当該他の会社は前者の会社の株式資本を所有することができない。

(後略)

資本出資形態

(中略)

< 訂正前 >

株式会社の当初資本のため発行される株式が金銭により引き受けられる場合、最低金銭払込額は発行株式の額面金額の50%（事後の増資による株式については25%である。）である。残りの50%は取締役会または役員会の払込要求により最長5年以内に払い込まなければならない。

限定的な例外（すなわち、規制市場に上場されている証券、または、規制市場に上場されている証券以外の資産で、予定されている出資の履行の6ヶ月以内に独立の鑑定士による評価を受けたものに関する現物出資の場合）を除いて、株式が現物出資（有形または無形資産）を対価として発行される場合は、商事裁判所所長によりまたは株主全員の決議によって選任される独立鑑定人（commissaire aux apports）により、現物出資の額について意見が出される必要がある。

(後略)

< 訂正後 >

株式会社の当初資本のため発行される株式が金銭により引き受けられる場合、最低金銭払込額は発行株式の額面金額の50%（事後の増資による株式については25%である。）である。残りの50%は取締役会または役員会の払込要求により最長5年以内に払い込まなければならない。

限定的な例外（すなわち、規制市場に上場されている証券、または、規制市場に上場されている証券以外の資産で、予定されている出資の履行の6ヶ月以内に独立の鑑定士による評価を受けたものに関する現物出資の場合）を除いて、株式が現物出資（有形または無形資産）を対価として発行される場合は、株主全員の決議によって（それがない場合には商事裁判所所長によって）選任される独立鑑定人（commissaire aux apports）により、現物出資の額について意見が出される必要がある。

(後略)

管理および経営

(中略)

< 訂正前 >

(a) 取締役会および執行役員

取締役会（conseil d'administration）は3名以上18名以内の取締役からなる。合併または統合の場合には、取締役の最大人数は一時的に24名に増加可能である（その期間は3年を超えてはならない）。従業員を代表する取締役は、

取締役の人数の制限には含まれない。取締役はフランスもしくは外国の個人または法人がなることができる。法人が任命された場合はその常任代表者として個人を指定しなければならない。

(中略)

2011年1月27日以来、会社法は上場企業の取締役会における女性の最低限の起用比率を定めている。当該法律に基づいて、取締役会は、2014年1月1日時点で少なくともその20%に女性を起用することが求められており、2017年1月1日時点ではその40%に女性を起用することが求められる。

それに加え、株式会社の取締役会における従業員を代表する取締役の最低人数が、新しい法律によって制定された。当該法律に従い、取締役会は(11名以下の取締役会においては)1名、ないし(12名以上の取締役会においては)2名の、従業員を代表する取締役を含めることが求められることとなる。当該法律は、2会計年度続けて従業員を雇用しており、自社の直接または間接の、フランスに本店を有する関係会社と合わせて5,000人以上の正社員を雇用しているか、直接または間接を問わず、全関係会社の従業員を合わせて1万人以上の正社員を雇用している株式会社に適用される。

<訂正後>

(a) 取締役会および執行役員

取締役会 (conseil d'administration) は3名以上18名以内の取締役からなる。二株式会社間の合併または統合の場合には、取締役の最大人数は一時的に24名に増加可能である(その期間は3年を超えてはならない)。従業員を代表する取締役は、取締役の人数の制限には含まれない。取締役はフランスもしくは外国の個人または法人がなることができる。法人が任命された場合はその常任代表者として個人を指定しなければならない。

(中略)

2011年1月27日以来、会社法は従業員250人以上かつ貸借対照表上の純収益50百万ユーロ以上の株式会社について、その取締役会における女性の最低限の起用比率を定めている。当該法律に基づいて、取締役会は、2014年1月1日時点で少なくともその20%に女性を起用することが求められており、2017年1月1日時点ではその40%に女性を起用することが求められる。

それに加え、株式会社の取締役会における従業員を代表する取締役の最低人数が、フランスの会社法によって制定された。取締役会は(12名以下の取締役会においては)1名、ないし(13名以上の取締役会においては)2名の、従業員を代表する取締役を含めることが求められることとなる。当該法律は、2会計年度続けて従業員を雇用しており、自社の直接または間接の、フランスに本店を有する関係会社と合わせて1,000人以上の正社員を雇用しているか、直接または間接を問わず、またその事業所がフランス国内か国外かを問わず、全関係会社の従業員を合わせて5,000人以上の正社員を雇用している株式会社に適用される。

(後略)

(b) 役員会および監査役会

関連当事者間取引

<訂正前>

フランス法に基づき、利害関係を有する当事者(すなわち、役員会メンバー、監査役会メンバーならびに株式会社の株式資本および/または議決権の10%超を保有する株主)は、直接または間接を問わず、その関連企業と当行との間で締結が提案される契約を認識したら、直ちに監査役会に通知しなければならない。(i)通常の業務内で締結されるアームズ・レングス取引と(ii)1社が直接または間接的に他方の株式資本の100%を保有する2社間における取引(2014年7月31日付け条例n2014-863に基づくもの)(以下「除外取引」という。)を除き、かかる契約は「conventions réglementées」と呼ばれ、当行の取引の利害関係に基づき、かつ、特に当該取引の財務状況に関して(2014年7月31日

付け条例n2014-863に基づくもの)、監査役会の事前承諾を得ることが条件となる。利害関係を有する当事者は、当該取引を承認または裁可(場合による。)するために取締役会または年次株主総会で提案される決議に対して議決権を持たない。利害関係を有する当事者は、フランス裁判所の最終的な権限のもと、関連当事者間取引がアームズ・レングスの条件で、通常の業務内で行われているか否かを判断する責任を負う。

(後略)

<訂正後>

フランス法に基づき、利害関係を有する当事者(すなわち、役員会メンバー、監査役会メンバーならびに株式会社の株式資本および/または議決権の10%超を保有する株主など(これらに限られない。))は、直接または間接を問わず、その関連企業と当行との間で締結が提案される契約を認識したら、直ちに監査役会に通知しなければならない。(i)通常の業務内で締結されるアームズ・レングス取引と(ii)1社が直接または間接的に他方の株式資本の100%を保有する2社間における取引(2014年7月31日付け条例n2014-863に基づくもの)(以下「除外取引」という。)を除き、かかる契約は「conventions réglementées」と呼ばれ、当行の取引の利害関係に基づき、かつ、特に当該取引の財務状況に関して(2014年7月31日付け条例n2014-863に基づくもの)、監査役会の事前承諾を得ることが条件となる。利害関係を有する当事者は、当該取引を承認または裁可(場合による。)するために監査役会または年次株主総会で提案される決議に対して議決権を持たない。利害関係を有する当事者は、フランス裁判所の最終的な権限のもと、関連当事者間取引がアームズ・レングスの条件で、通常の業務内で行われているか否かを判断する責任を負う。

(後略)

株式上の権利

(a) 株主総会

(中略)

<訂正前>

株主総会開催日の3営業日前のパリ時間深夜0時(定款に他の定めがない限り、非上場会社においては株主総会時)において株主たる地位を証明することのできる株主のみが株主総会に参加することができる。

株主は出席し、遠隔的に議決権を行使し、またはその配偶者、連帯市民協約上の配偶者(PACS)、その他の株主、会社が上場している場合もしくは、定款に規定されている場合に限っては自ら選んだその他の個人もしくは法人に白紙委任状(当該白紙委任状は、取締役会または役員会によって提案された議案について賛成し、他の議案について反対するものとみなされる)または委任状を与えることができる。郵送(または法定の場合は電子的方法)により議決権を行使する株主は、会社が定める投票用紙を提出し、かつ各議題の議案に対して賛否を明示する。かかる用紙は定款が定める期間内(総会日の最長3日前または電子的方法による場合は前日の午後3時まで)に会社に返送されなければならない。

株主総会開催日の3日前のパリ時間深夜0時に先立つ株式処分の場合、会社は事前の議決権行使または提出された委任状を適宜調整する。

(中略)

臨時株主総会においてのみ定款を変更することができる。利益剰余金、準備金または株式発行プレミアムの資本組入れは、定時株主総会に適用される定足数および多数決要件に従い臨時株主総会で可決することができる。臨時株主総会の他の決議については、定足数は、第1回招集で少なくとも議決権付株式の4分の1、第2回招集で5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。非上場の会社の定款はより高い比率の定足数を規定することができる。可決のためには出席または代理人により出席する株主が有する議決権の3分の2の多数を要する。

(後略)

< 訂正後 >

株主総会開催日の2営業日前のパリ時間深夜0時（定款に他の定めがない限り、非上場会社においては株主総会時）において株主たる地位を証明することのできる株主のみが株主総会に参加することができる。

株主は出席し、遠隔的に議決権を行使し、またはその配偶者、連帯市民協約上の配偶者（PACS）、その他の株主に白紙委任状（当該白紙委任状は、取締役会または役員会によって提案された議案について賛成し、他の議案について反対するものとみなされる）または委任状を与えることができる。郵送（または法定の場合は電子的方法）により議決権を行使する株主は、会社が定める投票用紙を提出し、かつ各議題の議案に対して賛否を明示する。かかる用紙は定款が定める期間内（総会日の最長3日前または電子的方法による場合は前日の午後3時まで）に会社に返送されなければならない。

株主総会開催日の4日前のパリ時間深夜0時に先立つ株式処分の場合、会社は事前の議決権行使または提出された委任状を適宜調整する。

（中略）

臨時株主総会においてのみ定款を変更することができる。利益剰余金、準備金または株式発行プレミアムの資本組入れは、定時株主総会に適用される定足数および多数決要件に従い臨時株主総会で可決することができる。臨時株主総会の他の決議については、定足数は、第1回招集で少なくとも議決権付株式の4分の1、第2回招集で5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。非上場の株式会社の定款はより高い比率の定足数を規定することができる。可決のためには出席または代理人により出席する株主が有する議決権の3分の2の多数を要する。

（後略）

< 訂正前 >

(b) 議決権

議決権行使に関する契約は一般に法的に強制できない（ただし、会社の利益に反しない限り、一定の条件の下で締結されることがある。）。原則として1株当たりの議決権の数は、所有する株式資本の割合に比例しなければならない。1株は少なくとも1個の議決権を有しなければならない。これらの原則には例外がある。株主1人当たりの議決権の数を制限することは可能だが（議決権を持たない優先株式の発行を含む。）、かかる制限は種類に関わらず全株式に適用されなければならない。定款により、同一の株主が最低2年間または定款に定めがある場合はより長い期間、全額払込済の記名式株式を所有する場合に限り、2倍の議決権を定めることができる。2014年3月に成立した法律に従い、定款が2倍の議決権を定めていない場合には、2016年4月2日から、2年以上同一の株主によって保有されている全額払込済みの登録株式については、自動的に2倍の議決権を保有することとなる。また、上述の議決権を有さない優先株式を発行することも可能である。

(c) 株主への通知の変更

上場会社の株式資本または議決権の5%、10%、15%、20%、25%、30%、3分の1、50%、3分の2、90%または95%の水準（(i)株主に代わって第三者が保有する株式、(ii)会社が支配している株式または(iii)会社と共同して行為する投資家と共に第三者が保有する株式とともに、株主の独自の判断により即時または将来的に、契約に基づきまたは発行済株式もしくは議決権を基準とした金融商品を、資金決算契約または既存の株式もしくは議決権を保有しているのと類似した経済的効果を有する金融商品を通じて任意に取得することができる株式または議決権を考慮する。）を上方であるか下方であるかにかかわらず、直接または間接に超える株主（または共同して行為する株主グループ）は、会社および金融市場局（フランスの規制当局）にその旨を通知しなければならない。この通知義務は、特に金融機関または投資会社の売買勘定によって保有される株式の場合で、株式またはそれに付随する議決権が5%を超えず、また議決権が発行会社の経営に干渉するために行使その他使用されるものでない場合、および発行会社の経営に参加していない者について、資本または議決権の5%の水準を超える場合に限り、市場形成活動の枠組みの中で行動するマーケット

メーカーの場合等に適用されないことがある。加えて注意を要するのは、会社の定款が、ある一定の業種の会社（信用機関、金融会社および国防・プライベート証券サービス・ギャンブル・調剤等について戦略的またはセンシティブな領域で活動する会社）（上場の有無を問わない。）に対する投資が行われた場合に、会社への通知および追加の開示および/または特別の規制当局による事前の承認に関して、別の要件（0.5%かそれ以上）を定めている可能性がある点である。

投資家が上記水準を超えると、株式資本または議決権を取得することができる有価証券についての従来の開示義務に加えて、別の開示義務が生じる。未発行株式および議決権に関する金融商品は、上記水準の計算においては無視されるが、追加で課される開示義務の対象となる。最後に、追加で課される開示義務は、株式資本または議決権を取得することができる既発行の有価証券で、株主（または、(i)代わって活動する第三者、(ii)支配下にある会社または(iii)共同して活動する第三者）の任意で現物を決済することができないものに適用される。

かかる開示義務を怠った場合、正規に開示が行われかつかかる開示後2年間が経過するまでの間は、当該水準を超える株式については議決権を行使することができない。さらに、会社の会長、株主または金融市場局のいずれかの請求により、通知を行わない株主が有する議決権の全部または一部は、その会社が登録されている場所の商業裁判所によって5年を超えない期間取消されることがある。これらの制裁の如何に関わらず、刑事罰も科されることがある。10%、15%、20%および25%を超える保有に関しては、追加で、金融市場局および会社に対し、次の半年間についての意思の表明が必要となる。また上場会社の資本または議決権の0.5%以上の株式譲渡について優先的条件がある契約のすべての条項が、会社および金融市場局に開示されなければならない。金融市場局が定める特例がない限り、株主（または共同して行為する株主グループ）が、(i)上場会社の株式資本または議決権の30%以上を取得しようとする場合、または(ii)すでに30%以上50%未満の発行会社の株式資本または議決権を保有している場合で、当該保有がいずれかの12ヶ月の期間において、少なくとも発行会社の全資本または議決権の1%の増加がある場合は、会社の株式および/または議決権を取得できる株式および有価証券の100%の公開買付けを行わなければならない。

(d) 配当

配当および利益の分配は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払金額について制限はないが、準備金控除後の剰余利益を上回ることができない。さらに、各年、純利益の最低5%は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで同準備金に組み入れることを要する。定款により第1次配当（全額払込済の株式の額面価額の比率と等価の配当金）を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表において利益が、減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後の中間配当の額以上である場合には、株式会社は中間配当を支払うことができる。取締役会（または役員会）は、中間配当の分配、その金額および支払日について決定する。いずれの場合も、配当の支払いは前年度末から9ヶ月経過後に行うことはできない。また、配当について普通株式に優先する優先株式を発行することも可能である。

(e) 法定監査人

会社の財務書類は、広範な調査権限を持つ1名または複数名の法定監査人の監査を受ける。法定監査人は、定時株主総会において株主が任命し、6事業年度の任期後に更新される。法定監査人は、会社と共同で利害関係を持つことはできない。

2016年6月17日以降、適用ある経過規定に従うことを前提として、法定監査人の初回の委任と更新された委任とを合わせた期間は最大10年間を超えないものとされる。ただし、法令に定める特例に従うことを前提とし、特に複数名の監査人に対して同時に委任が行われている場合、最大委任期間は24年間まで延長できる。

(f) 清算

会社の清算の場合は、全負債および清算費用の支払い後の残存資金は株主（議決権証券所持人を除く。）およびCI所持人の間で、その持分に応じて比例分配される。また、清算の際の剰余金について普通株式に優先する優先株式を発行することも可能である。

< 訂正後 >

(b) 議決権

議決権行使に関する契約は一般に法的に強制できない(ただし、会社の利益に反しない限り、一定の条件の下で締結されることがある。)。原則として1株当たりの議決権の数は、所有する株式資本の割合に比例しなければならない。1株は少なくとも1個の議決権を有しなければならない。これらの原則には例外がある。株主1人当たりの議決権の数を制限することは可能だが(議決権を持たない優先株式の発行を含む。)、かかる制限は種類に関わらず全株式に適用されなければならない。定款により、同一の株主が最低2年間または定款に定めがある場合はより長い期間、全額払込済の記名式株式を所有する場合に限り、2倍の議決権を定めることができる。また、上述の議決権を有さない優先株式を発行することも可能である。

(c) 配当

配当および利益の分配は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払金額について制限はないが、準備金控除後の剰余利益を上回ることができない。さらに、各年、純利益の最低5%は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで同準備金に組み入れることを要する。定款により第1次配当(全額払込済かつ払い戻されていない株式の額面価額の比率と等価の配当金)を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表において利益が、減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後の中間配当の額以上である場合には、株式会社は中間配当を支払うことができる。取締役会(または役員会)は、中間配当の分配、その金額および支払日について決定する。いずれの場合も、配当の支払いは前年度末から9ヶ月経過後に行うことはできない。また、配当について普通株式に優先する優先株式を発行することも可能である。

(d) 法定監査人

会社の財務書類は、広範な調査権限を持つ1名または複数名の法定監査人の監査を受ける。法定監査人は、定時株主総会において株主が任命し、6事業年度の任期後に更新される。法定監査人は、会社と共同で利害関係を持つことはできない。

2016年6月17日以降、適用ある経過規定に従うことを前提として、信用機関の法定監査人の初回の委任と更新された委任とを合わせた期間は最大10年間を超えないものとされる。ただし、法令に定める特例に従うことを前提とし、特に複数名の監査人に対して同時に委任が行われている場合、最大委任期間は24年間まで延長できる。

(e) 清算

会社の清算の場合は、全負債および清算費用の支払い後の残存資金は株主(議決権証券所持人を除く。)およびCI所持人の間で、その持分に依りて比例分配される。また、清算の際の剰余金について普通株式に優先する優先株式を発行することも可能である。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

一般的事項

(中略)

< 訂正前 >

なお、信用機関(金融機関としての当行を含む。)は、他の会社の場合よりもより厳格な規制に服する。金融規制委員会(Comité de la Réglementation Bancaire et Financière)が定めた1996年12月20日付修正後規則第96-16号によれば、持分を取得、喪失、増加もしくは減少させることにより、または会社の経営に係る支配権を取得もしくは喪失することにより10%、20%、33%および50%の水準(議決権)を超えて共同で行為する株主は、健全性監督局(ACPR)から事前に認可を得なければならない。

(後略)

< 訂正後 >

なお、信用機関（金融機関としての当行を含む。）は、他の会社の場合よりもより厳格な規制に服する。金融規制委員会（Comité de la Réglementation Bancaire et Financière）が定めた1996年12月20日付修正後規則第96-16号によれば、持分を取得、喪失、増加もしくは減少させることにより10%、20%、33%および50%の水準（議決権）を超えて共同で行為する株主は、健全性監督局（ACPR）から事前に認可を得なければならない。また、監査役会の構成の変更はACPRに報告しなければならない。

（後略）

< 訂正前 >

株式の権利

当行の定款および会社法に基づく本株式の主な特徴を以下に記載する。

議決権

A種種類株主およびB種種類株主のみが株主総会において議決権を行使する資格を有する。かかる株主の参加は、株主総会の3営業日前のパリ時間午前零時時点までに、当行によって維持されている登録株式名簿に株主として登録されていることを条件とする。

（後略）

< 訂正後 >

株式の権利

当行の定款および会社法に基づく本株式の主な特徴を以下に記載する。当行の本株式は、記名式で保有しなければならない、当行により直接または承認仲介機関（管理登録株式）により登録される。

議決権

A種種類株主およびB種種類株主のみが株主総会において議決権を行使する資格を有する。かかる株主の参加は、株主総会の2営業日前のパリ時間午前零時時点までに、当行によって維持されている登録株式名簿に株主として登録されていることを条件とする。

（後略）

< 訂正前 >

配当請求権

当行の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。取締役会は、各事業年度終了時に、当該時点で存在している各種資産および負債の目録を作成する。取締役会はまた、効力を有する法令および規則に従い、損益計算書、貸借対照表、および付属書類を作成し、過去の事業年度における当行の財政状態および事業に関する報告書を発行する。年間の利益から、場合により前年の損失を差し引き、その少なくとも5パーセントが法律によって規定された法定準備金として計上される。当該計上は、準備金が株式資本の10分の1に達したときに義務ではなくなり、法定準備金が当該割合以下になった場合、理由を問わず再開される。

（中略）

株主総会はまた、利用可能な準備金から配当を行う旨決議することができる。

配当の支払方法は株主総会で決定するか、またはそのような決定がされなかった場合は、役員会が決定する。裁判所の命令により別段の条件が認められた場合を除き、配当の支払いは各事業年度終了後9ヶ月以内に行われなくてはならない。

法律上、未請求配当金に係る権利は支払可能日より5年で消滅する。

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有（記名式によると無記名式によるとを問わない。）が承認仲介機関に登録されている場合には、当行は、配当の支払いがユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

<訂正後>

配当請求権

当行の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。取締役会は、各事業年度終了時に、当該時点で存在している各種資産および負債の目録を作成する。取締役会はまた、効力を有する法令および規則に従い、損益計算書、貸借対照表、および付属書類を作成し、過去の事業年度における当行の財政状態および事業に関する報告書を発行する。

（中略）

株主総会はまた、利用可能な準備金から配当を行う旨決議することができる。

法律上、未請求配当金に係る権利は支払可能日より5年で消滅する。

直接当行に登録されている本株式に関する配当については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有が承認仲介機関に登録されている場合には、当行は、配当の支払いがユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

資本の増加および減少

（中略）

<訂正前>

当行の資本の増加は、既存株式とは異なる種類の株式を含む新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。新株式に対する払込みは、現金、金銭債務の相殺、準備金、利益もしくは株式発行プレミアムの資本組入れ、現物出資または社債の転換のいずれかにより行われなければならない。

増資には、臨時株主総会に本人または代理により出席した議決権を有する株主の3分の2以上に当たる賛成多数による承認を要する（ただし、準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れによる増資の場合は過半数による承認で足り、また準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れ以外の方法による本株式の額面金額の引上げによる増資の場合には、全員一致の承認を必要とする。）。3分の2以上の多数の賛成を要する決議案が提出される株主総会の定足数は、当行株式の議決権の4分の1以上（または延会の場合には5分の1以上）を有する株主の出席を要する。過半数の賛成を要する決議案が提出される総会の定足数は、当行株式の議決権の5分の1以上を有する株主の出席を要し、また延会の場合には定足数要件はない。株主は株主総会において、取締役会に対し、法律で定める期間内に、1回以上にわたって資本の増加を決定しまたは実施し、また発行価格（株主総会の指示に従ったもの）およびその支払条件、発行時期ならびに必要な定款の改正について決定するための必要な権限を委任することができる。

(後略)

<訂正後>

当行の資本の増加は、既存株式とは異なる種類の株式を含む新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。新株式に対する払込みは、現金、金銭債務の相殺、準備金、利益もしくは株式発行プレミアムの資本組入れ、現物出資または社債の転換のいずれかにより行われなければならない。

増資には、臨時株主総会に本人または代理により出席した議決権を有する株主の3分の2以上に当たる賛成多数による承認を要する(ただし、準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れによる増資の場合は過半数による承認で足り、また準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れ以外の方法による本株式の額面金額の引上げによる増資の場合には、全員一致の承認を必要とする。)。株主は株主総会において、取締役会に対し、法律で定める期間内に、1回以上にわたって資本の増加を決定または実施し、また発行価格(株主総会の指示に従ったもの)およびその支払条件、発行時期ならびに必要な定款の改正について決定するための必要な権限を委任することができる。

(後略)

本株式の形式および譲渡

(中略)

<訂正前>

記名式による本株式の場合には、当行はユーロクリア フランスに口座を設けている。記名式による本株式はその所有者の名義で直接当行に登録されるか、または当該所有者の請求により、承認仲介機関を通じて登録される。当行の口座には、所有者の氏名およびその持分ならびに承認仲介機関を通じて登録されている株式の場合にはその旨が記載される。

当行は請求があった場合、当行の口座に登録されている本株式について、その登録名義人に登録証明書を発行する。ただし、かかる証明書は権原証書を構成するものではない。

(後略)

<訂正後>

記名式による本株式の場合には、当行はユーロクリア フランスに口座を設けている。記名式による本株式はその所有者の名義で直接当行に登録されるか、または当該所有者の請求により、仲介機関を通じて登録される。当行の口座には、所有者の氏名およびその持分ならびに仲介機関を通じて登録されている株式の場合にはその旨が記載される。

当行は請求があった場合、当行の口座に登録されている本株式について、その登録名義人に登録証明書を発行する。ただし、かかる証明書は権原証書を構成するものではない。

(後略)

<訂正前>

配当および株主割当発行

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当および株主割当発行については、当行はその保有者(フランスの非居住者である者も含む。)に直接通知する。保有が承認仲介機関に登録されている限り、当行は、配当の支払いまたは株主割当発行がユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。

(後略)

< 訂正後 >

配当および株主割当発行

直接当行に登録されている本株式に関する配当および株主割当発行については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有が承認仲介機関に登録されている限り、当行は、配当の支払いまたは株主割当発行がユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。

（後略）

2【外国為替管理制度】

< 訂正前 >

本書の時点で、通貨金融法典第L.151-1条に従い、フランスと外国との間では通貨交換が自由である。しかしながら、同法典第L.151-2条に従い、フランス政府は、国家の利益を守り、事前の承認および管理を行うために、フランス国内における外国投資の組成または清算に関して経済・財政大臣に報告するよう命じる通知を行うことができる。したがって、フランスで実行される予定の外国からの直接投資のために、原則として、遅くとも当該取引の実行日までに投資届出書をフランスの経済・財政省に提出しなければならない。また、一定額を超える一定の取引の場合、フランス銀行（Banque de France）への開示が必要になることに留意しなければならない。

フランスの非居住者またはフランス国外で設立された法人は、一般に、フランス当局に対して、とりわけ、フランスの非居住者またはフランス国外で設立された法人により支配されるフランス企業の33.33% を超える株式持分もしくは議決権の取得に関しては、管理申告書(declaration administrative)を提出しなければならない。

上記で言及された要件に加えて、フランス国内において以下に挙げるような「戦略的な / 影響を受けやすい」事業分野に対する一定の海外からの投資の場合には、事前にフランスの経済・財政省の承認が要求されている。

- (a) 賭博産業における事業
- (b) 民間警備保障サービスを提供している規制対象事業
- (c) テロリストによって使用される生物および化学的な物質の使用に対抗する為の研究・開発・製造に関する事業
- (d) フランス刑法226-3によって承認されている通信傍受および盗聴に関する事業
- (e) ITシステムのセキュリティに関して監査し保証するサービスのライセンスを受けた事業（2002年4月18日付の2002-535号フランス省令に基づき規定された条件の範囲内において）
- (f) 行政機関および民間企業の重要な管理インフラに供給される情報システムのセキュリティに関する商品やサービスを行う事業（フランス防衛法のL1332-1からL1332-7条の範囲内において）
- (g) 2000年6月22日付欧州委員会規則1334/2000（2009年5月5日付欧州委員会規則428/2009により修正）表4に掲げられた軍事・民間の両方に利用できる製品や技術に関する事業
- (h) 2004年6月21日付け法律2004-575号の30条3項および4項、ならびに、31条1項において参照される暗号手法やサービスに関する事業
- (i) フランス国家防衛秘密法R2311-1条の下でプライベートと分類される情報を所有・蓄積している会社が行う事業
- (j) フランス防衛法第2編第3章第3部および第5部において規制される軍事使用または軍事・戦時の品目のための武器、軍需物資、爆薬および発火性の物質に関する研究・開発・販売を行う事業
- (k) 直接的にまたは下請けであってもフランスの防衛省のために設計または供給契約を締結し、ならびに上述の(g)から(j)の範疇の製品製造やサービスの供給を行っている会社が行う事業
- (l) その他、（特に、エネルギーの安全および継続性、水の供給および輸送ならびに電力の供給網およびサービスを含む）公共の警備、公共の安全および国家防衛の観点から国家の利益を本質的に保持する安全保障および適切な装備の運営を含む、これらに関連した商品、製品またはサービスの提供に関連する事業

外国投資家は、経済・財政大臣に対して、自身がこのような制度の対象に含まれるのかについて、確認書を請求することができる。もし、大臣が2ヶ月以内に回答をしない場合には、投資家は許可請求を行う責めを免れる。

2005年10月26日付欧州委員会規則1889/2005は、自然人により、EU各国内から外国にまたは外国からEU各国内に1万ユーロを超える金銭または有価証券を移動する場合に、管理申告書の提出を要求している。

(後略)

<訂正後>

本書の提出日において、フランス通貨金融法典第L.151-1条に基づき、原則としてフランスおよび外国との自由な為替取引が認められている。但し、フランス政府は、フランス通貨金融法典第L.151-2条に基づき、国家の利益を守ることが特に必要な場合には、経済担当大臣への報告書に記載された命令により、海外からのフランスへの投資に対する事前の承認または管理、構成および清算を通知することができる。

(後略)

第3【事業の状況】

(中略)

4【事業等のリスク】

(中略)

4(2).1.3 規制目的上の自己資本の構成

規制目的上の自己資本

(中略)

<訂正前>

百万ユーロ	2014年12月31日 (バーゼルの 段階的实施による)	2013年12月31日 (バーゼルの 段階的实施による)*
	(中略)	
普通株式等Tier-1	46,587	42,314
その他Tier-1資本	3,382	4,179
Tier-2資本	49,969	46,493
Tier-2資本	10,568	7,147
規制目的上の自己資本合計	60,537	53,640

* 段階的实施措置を考慮して再表示している。

(後略)

<訂正後>

百万ユーロ	2014年12月31日	2013年12月31日
	(バーゼルの 段階的实施による)	(バーゼルの 段階的实施による)*
(中略)		
普通株式等Tier-1	46,587	42,314
その他Tier-1資本	3,382	4,179
Tier-1資本	49,969	46,493
Tier-2資本	10,568	7,147
規制目的上の自己資本合計	60,537	53,640

* 段階的実施措置を考慮して再表示している。

(後略)

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(中略)

(2) BPCE S.A.グループ

BPCE S.A.グループの財務データ

7(2).1 BPCE S.A.グループの業績

(中略)

<訂正前>

拡大当行グループは、2013年度試算⁽¹⁾と比べて24%増の724百万ユーロの純利益を計上した。

(後略)

<訂正後>

BPCE S.A.グループは、2013年度試算⁽¹⁾と比べて24%増の724百万ユーロの純利益を計上した。

(後略)